

令和8年度事業計画書

第1 事業計画の概要

千葉市における外国人住民数は、令和7年3月末時点で40,272人と初めて4万人の大台を突破し、令和7年12月末時点で43,461人(3,189人の増)となるに至った。

この間の千葉市の人口は941人の減であり、外国人住民の増がなければ、4千人を超える人口減という現状である。

このように、外国人住民が急激に増加している中、千葉市では、令和7年度をもって計画期間満了となる「千葉市多文化共生推進アクションプラン(令和5年3月策定)」を引き継ぐ、「千葉市外国人との共生社会実現に向けたアクションプラン」の策定を令和8年3月に予定している。新アクションプランは、在留管理制度の変更等により今後さらなる外国人住民の増加や在留期間の長期化が見込まれる状況を踏まえ、国籍を問わず全ての市民が、安心・安全に暮らし、それぞれの個性や能力を活かして活躍できる社会の実現を目的としており、当協会においても、千葉市との連携を図り事業を進める。

上記に加え、日本語教育を取り巻く状況の変化を踏まえて、千葉市では令和3年3月に策定した「千葉市地域日本語教育推進計画」の改定を令和8年3月に予定している。当協会においても、改定後の同推進計画に係る事業を受託し、各種施策に取り組む。

多文化理解推進事業では、外国人との共生に向けて、外国人市民と日本人市民の交流するための交流イベント開催、姉妹都市との青少年交流の実施、語学講座の開催、外国人との共生推進に係る事業を実施する

外国人市民支援事業では、外国人生活相談員が多言語による相談対応をするほか、弁護士による無料法律相談、外国人留学生交流員による外国人市民の活躍機会や地域との交流機会の創出、外国人市民の防災に対する知識・意識向上のための啓発を行う災害時外国人市民支援に係る事業を実施する。

市民活動支援事業では、市民が個々に有する能力を有効に活用し、地域に根ざした国際交流・国際協力の推進を図るため、ボランティアの登録及び斡旋、高い言語能力等の資質を備えた「コミュニティ通訳・翻訳サポーター」の認定及び同サポートを通じた外国人市民との意思疎通や情報伝達の支援、通訳ボランティアグループの課題や事例研究を行うリーダー会議の開催、日本語教室の運営を始めとする国際交流・国際協力活動をするボランティア団体への活動助成及びちば市国際ふれあいフェスティバルの開催支援を行う。

情報収集・提供及び調査では、外国人市民の生活に必要な情報や協会の事業内容等をホームページやSNSを活用して情報発信するほか、協会情報誌の発行、千葉市の生活情報提供、市民間の情報交換の場を提供する情報ラウンジに係る事業を実施する。

受託事業では、千葉市から、外国人市民に対する情報提供や相談を多言語で行う一元的相談窓口である「千葉市国際交流プラザ運営業務」及び「第2次千葉市地域日本語教育推進計画」に基づき、日本語教育に関わる主体の中心として「地域日本語教育推進事業業務」を受託し、両事業を推進する。

第2 事業計画の内容

1 自主事業

(1) 多文化理解推進事業

ア 交流サロン

多文化理解を深めるため、外国人市民と日本人市民が一堂に会して、諸外国や日本の文化を互いに紹介したり、外国人が日本語によるスピーチを披露したりする交流イベント等を開催して、外国人市民と日本人市民が気軽にふれあい、交流する機会を提供する。

内容	回数	人数	会場
諸外国や日本の文化紹介、外国人によるスピーチ、外国人との交流会等	5回	各回 20～100人	国際交流プラザ、市役所、オンライン等

イ 青少年交流（千葉県補助金）

姉妹都市と市民レベルでの交流を図り、次代を担う青少年がお互いの国の文化・歴史等について理解を深めるため、青少年交流事業を実施する。

また、千葉県からの派遣生には、本事業で得た経験を活かした活動をしてもらえるようボランティア登録を働きかける。

都市名	時期	内容	人数等
ノースバンクーバー市（カナダ）	8月（約2週間）	受入	高校生4人・引率1人
	8月（約2週間）	派遣	高校生4人・引率1人
ヒューストン市（アメリカ）	8月（約2週間）	派遣	中学生4人・引率1人

ウ 語学講座

国際交流ボランティア活動の支援及び育成を図り、外国人との共生を推進するため外国語の習得を希望するボランティアや賛助会員、国際交流に関心がある市民を対象に、語学講座を開催する。

言語	名称	回数、定員
英語	語学サロン 初級英語	2時間×6回、20人
ベトナム語	語学サロン はじめてのベトナム語	2時間×5回、10人

エ 外国人との共生推進

外国人との共生を推進するにあたり、行政機関、教育機関、ボランティア団体、町内自治会、企業等との連携体制の構築に加え、地域の実態把握を進めることが極めて重要であることから、現地視察や関係者へのヒアリング、意見交換会等への参加を通じて課題およびニーズの把握に努めるとともに、協会事業の周知を図る。

さらに、職員が研修・セミナーを積極的に受講し専門性の向上を図ることで、より質の高い支援体制の整備を進める。

また、外国人市民が地域で安心して生活できるよう、日本の行政制度や生活ルール等を説明する生活オリエンテーションを実施する。

（2）外国人市民支援事業

ア 外国人生活相談

多文化共生コンシェルジュや外国人生活相談員を配置し、言語や習慣の違いなどから生じる日常生活の悩みに対する相談対応や情報提供を行うとともに、区役所、保健所、学校などの公的機関と外国人市民との通訳支援を、窓口、電話、メール、LINE等により実施する。

職員で対応できない言語には、タブレット端末の翻訳機能を利用して、より多くの言語で対応する。

言語	方法	場所
英語、中国、韓国語、スペイン語、ベトナム語、ウクライナ語、日本語等	窓口、電話、Eメール、LINEほか	国際交流プラザほか

イ 外国人法律相談

外国人市民が直面する専門的な課題を解決するために、千葉県弁護士会の協力により弁護士による無料法律相談を開催する。

内容	回数	場所
日常生活に関する一般法律相談	24回 (土曜日12回、夜間6回を含む)	国際交流プラザ

ウ 外国人留学生交流員（千葉市補助金）

市内大学に通う本市在住留学生（4人）を「千葉市外国人留学生交流員」に任命し、協会の各種事業や地域の活動への参加を通じて外国人市民の活躍機会や地域との交流機会の創出を図ることを目的に実施する。

エ 災害時外国人市民支援

(ア) 防災知識等の啓発

外国人市民が災害時に適切に対応できるよう、外国人市民を募集して九都県市合同防災訓練に参加するとともに、災害時外国人支援情報コーディネーターの指導のもと、市民と外国人市民が協力して行動することを学ぶ。また、外国人向け防災教室を併せて開催し、防災に関する知識・意識の向上を図る。

※総務省による同コーディネーター研修を受講した協会職員

- (イ) 避難行動要支援者名簿掲載申請手続き及び個人情報取扱いに関する協定(平成26年6月30日締結)に基づく事業を進める。
- (ロ) 千葉市災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定(平成26年8月28日締結、令和7年4月1日名称変更)に基づく事業を進める。

(3) 市民活動支援事業

ア ボランティアコーディネート

市民が個々に有する能力を有効に活用し、ボランティアによる地域に根ざした国際交流・国際協力事業の推進を図るため、日本語、通訳、翻訳やホームステイ等のボランティア登録を推進し、活動のコーディネートを行う。

内容	紹介先	時期
日本語・通訳・翻訳・災害時語学・ホームステイ・ホームビジット・文化紹介・国際交流支援	公的機関や教育機関等	随時

イ コミュニティ通訳・翻訳サポーター（千葉市補助金）

高い言語能力等の資質を備えた通訳・翻訳ボランティアを「コミュニティ通訳・翻訳サポーター」として認定し、行政手続きや教育、福祉等の分野において、外国人市民との円滑な意思疎通の支援を行う。

また、同サポーターを対象とした行動規範や通訳技術などを学ぶ研修を行う。

ウ 国際交流ボランティア・リーダー会議（千葉市補助金）

自主的に通訳・翻訳に関するボランティア活動をしているグループのリーダー等が、外国人との共生を促進するための活動を展開できるよう、協会及び各グループ間で情報共有や事例研究を行い、かつ、次代を担う人材の発掘方法を検討するための会議を開催する。

エ 国際交流・国際協力団体活動助成（千葉市補助金）

市内のボランティア団体による在住外国人支援活動・国際協力・国際交流の促進を図るため、事業に要する経費の一部を助成する。

オ ちば市国際ふれあいフェスティバル支援

外国人市民と日本人市民の交流の場を創出するとともに、参加団体の活動を活性化させることを目的として、市内で活動する国際交流・協力団体で構成する「ちば市国際ふれあいフェスティバル運営協議会」が開催する「ちば市国際ふれあいフェスティバル」に、事務局として支援する。

(4) 情報収集・提供及び調査

ア ホームページや SNS を活用した情報発信

外国人市民の生活に必要な情報や協会の事業内容等について、ホームページや SNS を通じて幅広く発信する。特に、災害に関する情報については、千葉市災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定に基づき、市と連携しながら速やかに発信できる体制を整える。

内容	時期
ホームページ、Facebook、LINE を通じた生活情報、イベント、災害情報等の発信	通年

イ 協会情報誌発行

協会事業の案内や報告、国際交流・理解等に関する情報を幅広く広報するため、情報誌「ふれあい」を日本語で発行する。

回数	発行部数	配布方法
年 3 回	3,000 部/回	市役所、区役所、市民センター、コミュニティセンター、市内大学での配置、賛助会員への送付、ホームページからのダウンロード等

ウ 千葉市の生活情報提供

外国人市民に対し、「ちば市政だより」をはじめとする生活に役立つ情報を、協会ホームページの自動翻訳機能等を活用し、多言語で提供する。

エ 情報ラウンジ

国際交流・協力団体活動やイベント、ボランティア活動などについての情報交換や外国人市民と日本人市民の交流の場を提供する。

内容	場所
ボランティア活動資料、日本語学習教材、行政サービス資料、国際交流・国際協力関係資料等、ふれあいボード（市民間情報交換用掲示板）	国際交流プラザ

2 受託事業

(1) 千葉市からの委託事業

ア 国際交流プラザ運營業務

外国人市民からの生活相談（在留手続、雇用、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活等や言語や習慣の違いなどから生じる日常生活の悩み等）、弁護士による法律相談や生活情報、市民間交流の場の提供、会議室の利用に関すること等、外国人との共生、国際交流・国際協力活動の拠点施設である「千葉市国際交流プラザ」の運營業務を行う。

イ 地域日本語教育推進事業

「第2次千葉市地域日本語教育推進計画」に基づき、千葉市から「地域日本語教育推進事業業務」を受託し、多様な背景を持つ人々が互いに尊重し合い、それぞれの能力を發揮できる日本語による円滑なコミュニケーションの実現を目指す。そのため、千葉市の実情を踏まえた日本語教育実施体制の確立に向け、専門的知識を有するコーディネーターを活用するとともに、「千葉市地域日本語教育推進会議」において有識者や関係機関と意見交換を行う。また、オンデマンド日本語学習プログラムを含む各種日本語クラスの実施や、生活者のための日本語教育を行う教師研修等を通じた人材育成、関係主体との連携強化に取り組む。